

Q 新婚旅行に有給休暇を取りたい

私は正社員として会社に勤務していますが、これまで有給休暇を取得したことがありません。他の社員も同様に取得していないので、なかなか取りづらいのが実情です。夫と新婚旅行に行くため、有給休暇を5日間取得しようと考えています。問題はないでしょうか。

**法律
相談室**

理由問わず取得可能

有給休暇は労働者の心身のリフレッシュを目的として、法律上認められているものです。採用日から6か月間継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者には、原則として10日の有給休暇が付与されます。

有給休暇をどのように利用するかは労働者の完全な自由であり、有給休暇を取得する理由を会社に伝える義務もありません。「新婚旅行」を理由に有給休暇を取得することももちろん、何ら問題はありません。会社は労働者から有給休暇の請求があった場合、原則として、労働者が指定し

た日に有給休暇を与えなければなりません。ただし、労働基準法に基づき、「請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合」には、別の日を有給休暇として与えることが可能です。どのようなケースがそれに当たるかは一概には言えませんが、長期間の有給休暇を取得する場合、代替勤務者の確保が困難であるなど、会社の事業に支障を来す可能性があります。

そのため、今回の質問者のように、まとまった日数の有給休暇を連続して取得する場合には、ある程度余裕をもって会社に伝えただけで、取得する時期について

事前に調整しておくのが労働者と会社の双方にとって良いと思います。

昨今のいわゆる「働き方改革」により、有給休暇のルールが大きく変わりました。今年4月1日以降、会社は10日以上の有給休暇が付与された労働者について、付与された日から1年以内、最低でも5日間是有給休暇を取得させる必要があります。このルールを踏まえると、今後は「他の従業員も有給休暇を消化していないので取得しづらい」という状況も、少しずつ解消されていくのではないのでしょうか。

(回答 村岡つばさ弁護士)

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」